

## 大洗町上下水道課からのお知らせです

## 物価高騰に対する支援

水道料金の基本料金を**5ヶ月間ゼロ**にします水道料金の基本料金を全額減免します。

減免対象期間は、令和8年1月から5月請求分（令和7年12月から令和8年4月使用分）です。水道メーターの検針時にお配りしている「使用水量・料金等のお知らせ」をご確認いただき、記載されている減免前の水道料金から、契約されている口径の基本料金を差し引いた金額をご請求させていただきます。

この減免について、手続きは不要です（裏面参照）。

■減免対象者：給水契約をしている世帯及び事業所（公的機関等を除く）

■減免対象期間：令和8年1月から5月請求分

（令和7年12月から令和8年4月使用分）

■減免内容：基本料金を全額減免

※基本料金は契約口径によって異なります。

※減免金額等については、裏面をご確認ください。

※下水道使用料は減免の対象とはなりません。

本事業は、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

## 【注意事項】

- ・「使用水量・料金等のお知らせ」には、システムの都合上、減免前の金額が記載されています。
- ・減免対象期間において、使用水量が基本水量内（月8m<sup>3</sup>以下）の場合には、水道料金のご請求はありません。基本水量を超えた場合は、従量料金がかかります。

（裏面もご確認ください）